ＧＰＡ制度の取扱いに関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，グレードポイントアベレージ（以下「ＧＰＡ」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　「ＧＰＡ」とは，各授業科目の評点に基づきグレードポイント（以下「ＧＰ」という。）を付与して算出する１単位当たりのＧＰ平均値をいう。

（評点とＧＰ）

第３条　宮城大学履修規程で定める評点に基づくＧＰは，次の式により求めた値とする。

ＧＰ＝（評点－５５）／１０　ただし，ＧＰ＜０．５はＧＰ＝０．０とする。

２　宮城大学履修規程第８条第５項の規定により，学期末までに成績評価が確定できなかった授業科目については，その評価が確定するまでの間，ＧＰを「０」として取扱う。

（ＧＰＡの種類と算出方法）

第４条　ＧＰＡは，当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としてのＧＰＡ（以下「学期ＧＰＡ」という。），当該年度における学修の状況及び成果を示す指標としてのＧＰＡ（以下「年度ＧＰＡ」という。）並びに在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのＧＰＡ（以下「通算ＧＰＡ」という。）の三種類とする。

２　学期ＧＰＡ，年度ＧＰＡ及び通算ＧＰＡの計算式は，次の各号の定めるところによるものとし，算出された数値の小数点第３位以下を切り捨てて表記する。

（１）学期ＧＰＡの計算式

$$\text{学期ＧＰＡ} = \frac{\text{（その学期に評価を受けた科目で得たＧＰ×その科目の単位数）の合計}}{\text{その学期に評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

（２）年度ＧＰＡの計算式

$$\text{年度ＧＰＡ} = \frac{\text{（その年度に評価を受けた科目で得たＧＰ×その科目の単位数）の合計}}{\text{その年度に評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

（３）通算ＧＰＡの計算式

$$\text{通算ＧＰＡ} = \frac{\text{（（各学期に評価を受けた科目で得たＧＰ×その科目の単位数）の合計）の総和}}{\text{（各学期に評価を受けた科目の単位数の合計）の総和}}$$

（ＧＰＡ対象科目）

第５条　ＧＰＡ対象科目は，第３条に基づきＧＰが付与される授業科目であり，かつ卒業要件に算入できる授業科目とする。

２　前項の規定にかかわらず，次に掲げる科目についてはＧＰＡの対象科目から除くものとする。

（１）他大学又は短期大学において履修した授業科目を，本学における履修とみなして単

位を認定した科目

（２）短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，本学における履修とみなして単位を認定した科目

（３）本学入学前に前２号の規定より履修した授業科目並びに学修を，本学における履修とみなして単位を認定した科目

（ＧＰＡ対象科目の履修の取消し）

第６条　ＧＰＡ対象科目について，必修の授業科目を除き，一度履修登録した科目であっても，受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

２　履修の取消しは，別に定める履修取消期間に行うことができる。ただし，病気・事故等やむを得ない事情による場合は，履修取消期間以降においても全ての履修登録科目について履修を取り消すことができる。

３　履修取消期間内に手続きを行わない場合は，当初履修登録をした履修科目が成績評価の対象となり，履修を放棄した授業科目は不可となる。

（ＧＰＡ計算期日）

第７条　ＧＰＡの計算は，学期ごとに定められた期日（成績発表日）までに確定した成績に基づいて行う。

（ＧＰＡの記載）

第８条　成績原簿には，学期ＧＰＡ，年度ＧＰＡ及び通算ＧＰＡを記載する。

２　成績証明書には，通算ＧＰＡのみを記載する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか，ＧＰＡの取扱いに関し必要な事項は，カリキュラムセンター運営会議の議を経て，別に定める。

附　則

この要綱は，平成２５年４月１日から施行し，平成２５年度に第１年次に入学する者から適用する。

附　則

この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は，平成３１年４月１日から施行する。

２　施行日の前日において在籍する者については，この要綱にかかわらず，なお従前の例による。